

資料1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「本公共施設」とは、本事業の対象となる公共施設をいい、「本施設」、「国整備施設」、「町整備施設」で構成される。
- (2) 「本施設」とは、本事業において事業者が整備し、維持管理及び運営業務を行う公共施設をいい、休憩施設、地域振興施設、防災施設、提案施設及び外構で構成される。
- (3) 「国整備施設」とは、国土交通省が設置し、本町が管理を行う公共施設であり、休憩施設、情報発信施設、ベビーコーナー、防災施設及び外構で構成される。
- (4) 「町整備施設」とは、本町が設置し、管理を行う公共施設であり、休憩施設、交通連携施設、再生可能エネルギー施設、外構・その他により構成される。
- (5) 「提案施設」とは、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有するもので、事業者の創意工夫により提案し、自らのアイデア及びノウハウを活かした整備・運営等を行う施設をいう。
- (6) 「付帯施設」とは、本事業との相乗効果が期待される民間施設であり、本公共施設の用途または目的を妨げない範囲において、事業者の創意工夫により提案し、自らのアイデア及びノウハウを活かした整備・運営等を行う施設をいう。
- (7) 「運用開始」とは、本公共施設の供用及び営業を開始する日をいう。
- (8) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (9) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（要求水準書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本町又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (10) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (11) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (12) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に伴う一切の書類をいう。
- (13) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (14) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能、又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (15) 「点検」とは、建築物等の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。
- (16) 「清掃」とは、汚れを除去すること又は汚れを予防することにより、仕上げ材等を保護し、

快適な環境を保つための作業をいう。

- (17) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。